



# 開示項目一覽

## 銀行法施行規則第34条の26

三井住友  
フィナンシャルグループ

### 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く）以下この項において同じ）の経営管理に係る体制を含む）	68～69
2. 資本金及び発行済株式の総数	133～134
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	135
② 各株主の持株数	135
③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	135
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	69

### 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

5. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	68～70、72～77、90
6. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
① 名称	74～77
② 主たる営業所又は事務所の所在地	74～77
③ 資本金又は出資金	74～77
④ 事業の内容	74～77
⑤ 設立年月日	74～77
⑥ 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	74～77
⑦ 銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	74～77

### 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況	24～26
8. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	20
② 経常利益又は経常損失	20
③ 当期純利益又は当期純損失	20
④ 純資産額	20
⑤ 総資産額	20
⑥ 連結自己資本比率	20

### 銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

9. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	92～97
10. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	131
② 延滞債権に該当する貸出金	131
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	131
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	131
11. 自己資本の充実の状況	206～242
12. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	118
13. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	284
14. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	92
15. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	206

## 銀行法施行規則第19条の2（単体）

三井住友銀行

### 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	72～73
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	199
② 各株主の持株数	199

③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	199
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	71
4. 営業所の名称及び所在地	78～89
5. 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
① 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	84
② 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	84
<b>銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む）</b>	18、90

**銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの**

6. 直近の事業年度における事業の概況	10～17、18、27～30
7. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	23
② 経常利益又は経常損失	23
③ 当期純利益又は当期純損失	23
④ 資本金及び発行済株式の総数	23
⑤ 純資産額	23
⑥ 総資産額	23
⑦ 預金残高	23
⑧ 貸出金残高	23
⑨ 有価証券残高	23
⑩ 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	23
⑪ 配当性向	23
⑫ 従業員数	23
8. 直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	184
9. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
① 資金運用収支	184
② 役員取引等収支	184
③ 特定取引収支	184
④ その他業務収支	184
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
① 平均残高	184～185
② 利息	184～185
③ 利回り	184～185
④ 資金利ざや	198
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	186
12. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	198
13. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	198
14. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	188
15. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	189
16. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	190
17. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	191
18. 直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び支払承諾見返額	190、201
19. 直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	190
20. 直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	191
21. 直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	192
22. 直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	193
23. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	198
24. 直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	197
25. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	196
26. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	198

## 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

27. リスク管理の体制	34～49
28. 法令遵守の体制	54～55

## 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

29. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	163～169
30. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	193
② 延滞債権に該当する貸出金	193
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	193
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	193
31. 自己資本の充実の状況	266～283
32. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	174～175
33. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	176
34. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	177～178
35. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	192
36. 貸出金償却の額	193
37. 法第20条第1項の規定により作成した書面(同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	291
38. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	163
39. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	266

## 信託業務に関する事項

40. 信託業務の内容	90
41. 直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託報酬	23
② 信託勘定貸出金残高	23
③ 信託勘定有価証券残高	23
④ 信託財産額	23
42. 直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託財産残高表(注記事項を含む)	202
② 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	202
③ 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	202
④ 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	202
⑤ 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	203
⑥ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	203
⑦ 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	203
⑧ 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	204
⑨ 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	204
⑩ 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	204
⑪ 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	204
⑫ 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	205
⑬ 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	205

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定基準)

三井住友銀行

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	194～195
2. 危険債権	194～195
3. 要管理債権	194～195
4. 正常債権	194～195

## 銀行法施行規則第19条の3(連結)

三井住友銀行

## 銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	70、90
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
① 名称	74～77
② 主たる営業所又は事務所の所在地	74～77
③ 資本金又は出資金	74～77
④ 事業の内容	74～77
⑤ 設立年月日	74～77
⑥ 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	74～77
⑦ 銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	74～77

## 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の事業年度における事業の概況	10～17、18
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	22
② 経常利益又は経常損失	22
③ 当期純利益又は当期純損失	22
④ 純資産額	22
⑤ 総資産額	22
⑥ 連結自己資本比率	22

## 銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	138～142
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	193
② 延滞債権に該当する貸出金	193
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	193
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	193
7. 自己資本の充実の状況	243～265
8. 銀行及びその子法人等(令第4条の2第2項に規定する子法人等)が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	161
9. 法第20条第2項の規定により作成した書面(同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	291
10. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	138
11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	243

## 平成19年金融庁告示第15号第7条

三井住友  
フィナンシャルグループ

## (定性的な開示事項)

## 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 連結自己資本比率告示第3条又は第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	206
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	206
3. 連結自己資本比率告示第9条又は第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	206
4. 連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	206
5. 法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	206
6. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	206

## 自己資本調達手段の概要

208～213

## 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

35～36

<b>信用リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	36～41、215、223
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	223
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	223
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	215
② 内部格付制度の概要	37～38、215～216
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	215、217
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	215
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	215
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	221
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	219
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	219
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	220
<b>信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	224
<b>派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	225
<b>証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	226
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	226
3. 証券化取引に関する会計方針	227
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	227
<b>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</b> (連結自己資本比率告示第2条又は第14条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～44
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	235
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	235
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42～43
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	35～36
<b>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	44～49
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	236
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	236～242
② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	242
<b>銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	230
<b>銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	235
2. 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	235

## (定量的な開示事項)

連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

206

## 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

1. 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	207
① 資本金及び資本剰余金	207
② 利益剰余金	207
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	207
④ 連結自己資本比率告示第5条第2項又は第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	207
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	207
⑥ 連結自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	207
⑦ 連結自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	207
⑧ 連結自己資本比率告示第5条第7項又は第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	207
2. 連結自己資本比率告示第6条又は第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第7条又は第19条に定める準補完的項目の額の合計額	207
3. 連結自己資本比率告示第8条又は第20条に定める控除項目の額	207
4. 連結における自己資本の額	207

## 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	214
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	214
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	214
(i) 事業法人向けエクスポージャー	214
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	214
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	214
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	214
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	214
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	214
③ 証券化エクスポージャー	214
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	214
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	214
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	214
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	214
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	214
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	214
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	214
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	214
② 内部モデル方式	214
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	214、242
① 基礎的手法	242
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	242
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社）にあっては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第9条第2号において同じ）	207
7. 連結総所要自己資本額（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社）にあっては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第9条第5号において同じ）	207

**信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項**

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	231
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	231
② 業種別又は取引相手の別	231
③ 残存期間別	232
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	232～233
① 地域別	232
② 業種別又は取引相手の別	233
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	233～234
① 地域別	233
② 業種別又は取引相手の別	234
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	234
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに連結自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）又は第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	223
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	217～218、221
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL <sub>default</sub> を含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	216～218
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	222
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL <sub>default</sub> を含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	219～221
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	222～223
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	223
<b>信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項</b>	
1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
① 適格金融資産担保	224
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	224

2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	225
--	-----

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項**

1. 与信相当額の算出に用いる方式	225
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	226
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	226
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	226
5. 担保の種類別の額	226
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	226
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	226
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	226

**証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項**

1. 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	227～228
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	227～228
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	228～229
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	228～229
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	228～229
⑥ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	228～229
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	227、229
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	227、229
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	227、229
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	227～228
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	227～228
⑩ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	227～229
2. 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	229
③ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229
④ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	229

**マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る）**

1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	235
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42～43

**銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項**

1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	230
① 上場株式等エクスポージャー	230
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	230
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	230



3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	230
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	230
5. 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	207
6. 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	221
<b>信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額</b>	<b>222</b>
<b>銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額</b>	<b>235</b>

## 平成19年金融庁告示第15号第2条（単体）

三井住友銀行

### （定性的な開示事項）

自己資本調達手段の概要	267
-------------	-----

銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	35～36
------------------------	-------

### 信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	36～41、269、274
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	274
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	274
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	269
② 内部格付制度の概要	37～38、269
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	269
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	269
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	269
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	269
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	269
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	269
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	269

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	274
------------------------------	-----

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	275
--	-----

### 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	276
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	276
3. 証券化取引に関する会計方針	276
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	276

### マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第14条又は第37条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る）

1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～44
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	283
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	283
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42～43
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	35～36

<b>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	44～49
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	283
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	283
② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	283
<b>銀行勘定における銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	
	278
<b>銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	283
2. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	283
<b>（定量的な開示事項）</b>	
<b>自己資本の構成に関する次に掲げる事項</b>	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	266
① 資本金及び資本剰余金	266
② 利益剰余金	266
③ 自己資本比率告示第17条第2項又は第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	266～267
④ 基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	266
⑤ 自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号まで又は第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	266
⑥ 自己資本比率告示第17条第1項第5号又は第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	266
⑦ 自己資本比率告示第17条第8項又は第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	266
2. 自己資本比率告示第18条又は第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第19条又は第42条に定める準補完的項目の額の合計額	266
3. 自己資本比率告示第20条又は第43条に定める控除項目の額	266
4. 自己資本の額	266
<b>自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</b>	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	268
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	268
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	268
(i) 事業法人向けエクスポージャー	268
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	268
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	268
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	268
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	268
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	268
③ 証券化エクスポージャー	268
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	268
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	268
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	268
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	268
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	268
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第4条において同じ）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	268

4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	268
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	268
② 内部モデル方式	268
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	268、283
① 基礎的手法	283
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	283
6. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ）	266
7. 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ）	266

**信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項**

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	279～280
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	279～280
② 業種別又は取引相手の別	279～280
③ 残存期間別	280
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	281
① 地域別	281
② 業種別又は取引相手の別	281
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	281～282
① 地域別	281
② 業種別又は取引相手の別	282
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	282
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	274
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	270、273
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	269～271
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	274
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	272～273
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	274

10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	274
--	-----

**信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項**

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
① 適格金融資産担保	274
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	274
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	275

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項**

1. 与信相当額の算出に用いる方式	275
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	275
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	275
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	275
5. 担保の種類別の額	275
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	275
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	275
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	275

**証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項**

1. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	276～277
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	276～277
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	276～278
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	276、278
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	276～277
⑥ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	276～277
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	276～277
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	276～277
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	276～277
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	276～277
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	276
⑩ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	276～277
2. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	278
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	278
③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	278
④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	278

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る）

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	283
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42～43

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	279
① 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という）	279
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	279
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	279
3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	279
4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	279
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	266
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	273

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	274
----------------------------------	-----

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	283
--	-----

平成19年金融庁告示第15号第4条（連結）

三井住友銀行

（定性的な開示事項）

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	243
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	243
3. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	243
4. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	243
5. 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	243
6. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	243

自己資本調達手段の概要	245～248
-------------	---------

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	35～36
----------------------------	-------

信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	36～41、250、255
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	255
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	255
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	250
② 内部格付制度の概要	37～38、250
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	250
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	250
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	250
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	250

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	250
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	250
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	250
<b>信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	256
<b>派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	256
<b>証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	257
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	257
3. 証券化取引に関する会計方針	257
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	257
<b>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 （自己資本比率告示第2条又は第25条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る）</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～44
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	264
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	264
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42～43
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	35～36
<b>オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	44～49
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	265
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	265
② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	265
<b>銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</b>	260
<b>銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項</b>	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	264
2. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	264
<b>（定量的な開示事項）</b>	
<b>自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</b>	243
<b>自己資本の構成に関する次に掲げる事項</b>	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	244
① 資本金及び資本剰余金	244
② 利益剰余金	244
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	244
④ 自己資本比率告示第5条第2項又は第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	244
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	244
⑥ 自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	244
⑦ 自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	244
⑧ 自己資本比率告示第5条第7項又は第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	244
2. 自己資本比率告示第6条又は第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第7条又は第30条に定める準補完的項目の額の合計額	244
3. 自己資本比率告示第8条又は第31条に定める控除項目の額	244
4. 自己資本の額	244

## 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2. 及び 3. の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	249
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	249
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	249
(i) 事業法人向けエクスポージャー	249
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	249
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	249
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	249
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	249
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	249
③ 証券化エクスポージャー	249
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	249
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	249
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	249
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	249
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	249
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	249
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	249
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の Kategorie ごとに開示することを要する）	249
② 内部モデル方式	249
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	249、265
① 基礎的手法	265
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	265
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ）	244
7. 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ）	244

## 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	261～262
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	261
② 業種別又は取引相手の別	261
③ 残存期間別	261～262
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	262
① 地域別	262
② 業種別又は取引相手の別	262
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	263
① 地域別	263
② 業種別又は取引相手の別	263
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	263

6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	255
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	251、254
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	250～252
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	255
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	253～254
(ii) 適切な数種のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	255
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	255

## 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
① 適格金融資産担保	256
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	256
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	256

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	256
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	257
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	257
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	257
5. 担保の種類別の額	257
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	257
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	257
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	257



## 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	257～259
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	257～259
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	258～259
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	258～259
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	258～259
⑥ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	258～259
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	258～259
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	258～259
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	258～259
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	257～259
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	257～258
⑩ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	258～259
2. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	260
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	260
③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	260
④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	260
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する連結グループに限る）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	264
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42～43
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	260
① 上場株式等エクスポージャー	260
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	260
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	260
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	260
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	260
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	244
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	254
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	255
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	264